

住民税の減免制度について

【ご意見】（令和7年12月26日受付）

他自治体では、失業・収入減少・家族状況の変化などを理由とした住民税の減免や猶予制度が一般的に運用されています。

千曲市でも、生活が困難な市民に対して柔軟な支援が行われることを期待しております。

つきましては、

- ・千曲市には本当に減免・猶予・分割制度が存在しないのか
- ・生活困難な市民に対する救済措置を検討いただけないか
- ・制度がない場合、今後の導入を前向きに検討いただけないか

以上について、ご意見をいただければ幸いです。

【回答】

個人住民税につきましては、前年中の所得に対し翌年度に課税される制度のため、納付時期の収入状況にかかわらず納付していただくことが原則となっております。

○減免について（担当：税務課）

千曲市では、「所得が皆無となり生活が著しく困難となった」場合等に市民税を減免できる規定があります。ただし、税負担の公平性を確保する観点から、生活保護法の規定に該当する（所有する資産や能力を考慮し、徴収猶予等によっても到底納税が困難であり真に担税力が薄弱であると客観的に認められる）場合にのみ減免を認める運用をしています。

○猶予・分割納付について（担当：債権管理課）

千曲市に限らず税の猶予については法律で定められており、「税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるとき」は、１年を超えない範囲において行うことができますとされています。

つきましては、所有する資産や担税能力が低下している客観的事実として、預貯金の残高や直近３か月程度の収支内訳等をご持参いただき、債権管理課職員との納税相談にお越しく下さい。

結果、必要に応じた納税猶予の期間を定め、分割などの方法でも対応しております。

しかし、虚偽の申告や、明らかに納付できる資産を有している場合などは猶予が認められない場合もありますのでご了承ください。

今後につきましては、近隣自治体の状況等を考慮しながら、減免制度について検討してまいります。